

主要な事業の内容

信用金庫は信用金庫法に基づき、地域協同組織金融機関として中小企業、国民大衆を取引対象に事業を行っています。事業内容として主なものは「預金業務」、「融資業務」、「為替業務」ですが、その他多種の業務、サービスを行っています。当金庫の行う業務として、定款第2条（事業）に以下のとおり定めています。

事業

- (1) 預金又は定期積金の受入れ
- (2) 会員に対する資金の貸付け
- (3) 会員のためにする手形の割引
- (4) 法令の定めるところによる地方公共団体、金融機関その他会員以外の者に対する資金の貸付け及び手形の割引
- (5) 為替取引
- (6) 上記（1）～（5）の業務に付随する債務の保証又は手形の引受けその他信用金庫業務に付随する業務
- (7) 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務（上記（6）により行う業務を除く。）
- (8) 担保付社債信託法その他の法律により信用金庫が営むことのできる業務
- (9) その他前各号の業務に付帯又は関連する業務

